



# 報告事項 1

## 生産緑地地区指定要領等の改正について

## ■経緯

平成28年5月13日

都市農業振興基本法に基づき、  
都市農業の振興に関する施策の総合的かつ  
計画的な推進を図るための基本的な計画

「都市農業振興基本計画」閣議決定

### 都市農地の位置付け

「宅地化すべき農地」から、  
「都市にあるべき農地」へと大きく転換し、  
計画的に農地を保全する

## ■都市緑地法等の一部を改正する法律の施行

生産緑地法の改正（平成29年6月15日施行）

〈生産緑地地区の面積要件の最低限度〉

これまで法により一律500㎡

法改正

条例で300㎡まで引下げ可能に

〈本市の対応〉

面積要件の最低限度を300㎡に引き下げる  
条例を制定（平成29年12月25日）

## ■法改正に伴う本市の対応

都市農地の位置付けの転換や法改正の趣旨に鑑み、都市農地のさらなる保全を推進



横浜市生産緑地地区指定要領等の改正

## ■現在の指定基準（指定要領等）

	指定基準の概要 (横浜市生産緑地地区指定要領等)
①	市街化区域内の緑地機能を補完するもの
②	公共施設用地等の確保が図れるもの
③	既指定の地区の一体化、整形化又は一団の優良農地の区域の形成が図られるもの
④	街区公園に準じる緑地効果が期待できるもの
⑤	災害対策の観点から効果が期待できるもの

## ■法改正の趣旨

都市農業振興基本法において、  
都市農地は、防災、良好な景観の形成等の  
多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の  
形成に資するとされている




### 〈見直しの項目〉

- ①市街化区域内の緑地機能を補完するもの
- ⑤災害対策の観点から効果が期待できるもの



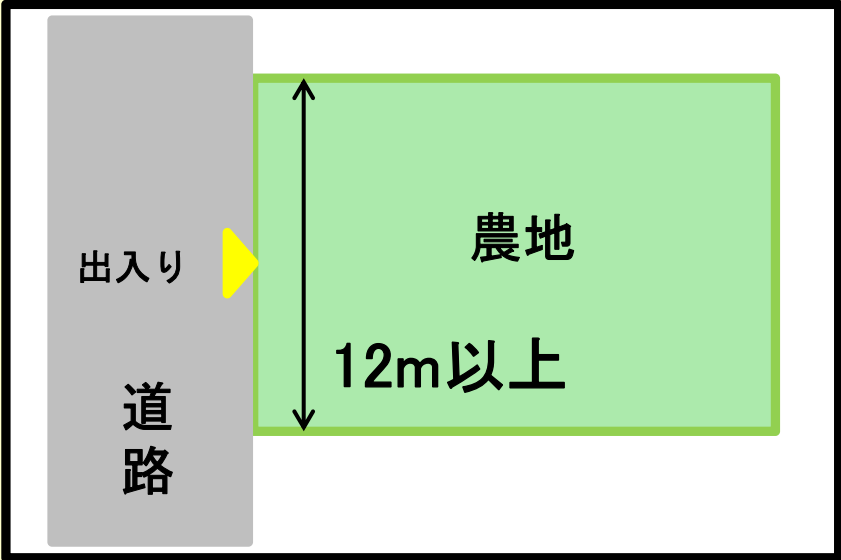
# ■ 指定基準（指定要領等）の改正

## ① 市街化区域内の緑地機能を補完するもの

A	既存の公園・緑地との一体化が図れるもの
B	市民農園に指定されたもの等
C	<p><u>良好な景観形成に寄与し、都市住民の生活にやすらぎや潤いをもたらすもの</u></p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道路に接していること</li><li>・道路からの見通しの確保に配慮されていること</li></ul> 

## ■ 指定基準（指定要領等）の改正

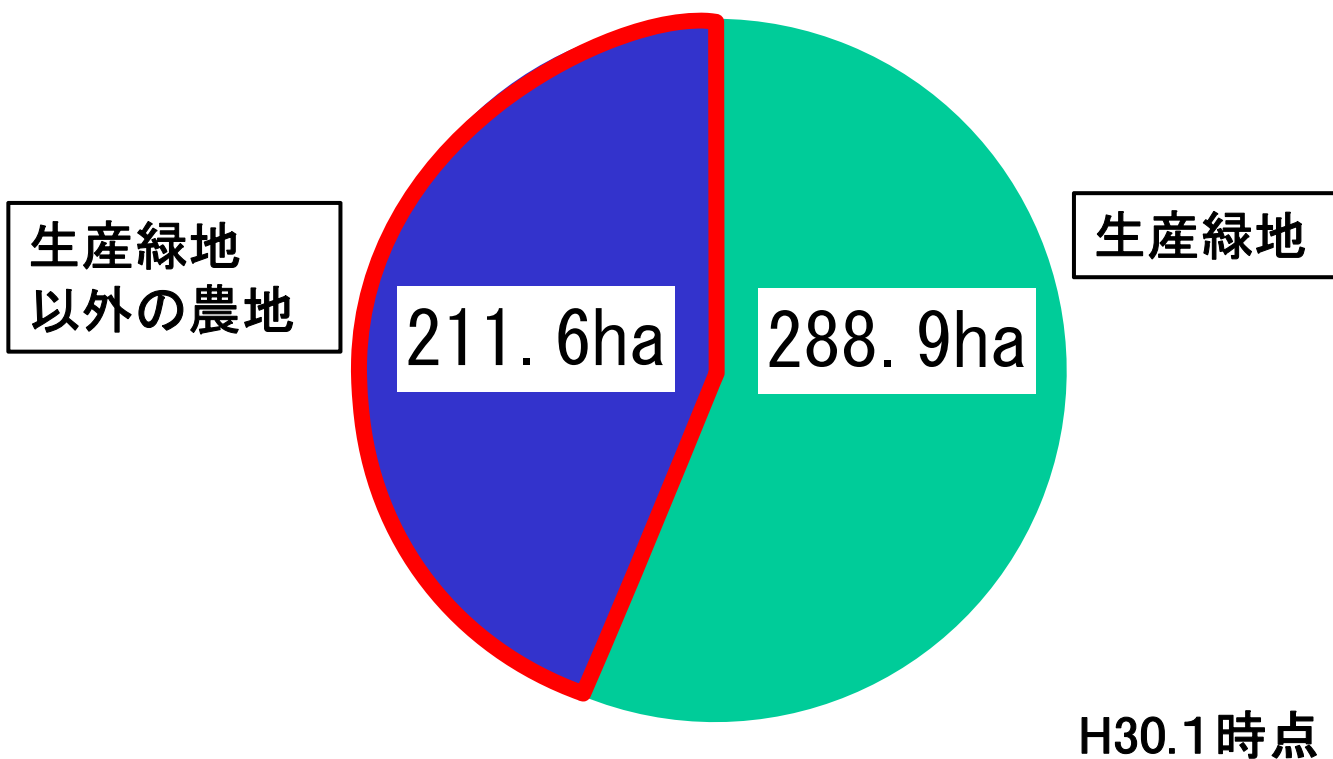
### ⑤ 災害対策の観点から効果が期待できるもの

A	緊急災害時の仮設住宅用地に利用可能なもの
B	<p>災害時の延焼防止や一時避難に寄与するもの</p> <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 準防火地域内</li><li>・ 道路に12m以上接し、かつ、出入りが可能なもの</li></ul> 



## ■ 指定基準（指定要領等）の改正

市街化区域内の農地 500.5ha



→一定量の生産緑地地区の増加

来年度の追加指定分より適用予定